

尾張旭市監査公表第2号

令和6年12月5日付け尾張旭市監査公表第29号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年12月24日付け6福政第84号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月29日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

健康福祉部福祉政策課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、尾張旭市生活困窮者一時生活支援事業において、三者から見積書を徴取したが、徴取した見積書にはそれぞれ代表者印がない等の状態であったにもかかわらず、いずれも採用し、旅館等の賃貸借契約を締結していた。 市の方針に沿った事務処理を実施されたい。	見積書、契約伺い及び契約書については、相手方の会社名、住所及び代表者名が記載されており、その全てが正しいことを確認した上で次の事務に進むこととする。 また、見積書及び契約書については、社印等ではなく代表者印の押印があることを確認し、目視で分かりにくい場合は、相手方に確認を行い、必要に応じて再提出を求めることとする。